



「クロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する通知」の仮訳

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">商务部关于跨境人民币直接投资有关问题的通知</p> <p>【发布单位】中华人民共和国商务部 【发布文号】商资函[2011]第889号 【发布日期】2011-10-12</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团及哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，国家级经济技术开发区、边境经济合作区：</p> <p>为适应新形势发展，促进投资便利化，进一步做好利用外资工作，根据外商投资法律法规等有关规定，现就跨境人民币直接投资的有关事宜通知如下：</p> <p>一、本通知所称“跨境人民币直接投资”是指外国投资者以合法获得的境外人民币依法来华开展直接投资活动。</p> <p>二、本通知所称境外人民币是指：</p> <p>（一）外国投资者通过跨境贸易人民币结算取得的人民币，以及从中国境内依法取得并汇出境外的人民币利润和转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币；</p> <p>（二）外国投资者在境外通过合法渠道取得的人民币，包括但不限于通过境外发行人民币债券、发行人民币股票等方式取得的人民币。</p>	<p style="text-align: center;">商務部によるクロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する通知</p> <p>【公布单位】中華人民共和国商務部 【公布文号】商資函 [2011]第889号 【発布日付】2011-10-12</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市、新疆生産建設兵団及びハルピン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安商務主管部門、国家級經濟技術開發区、辺境經濟合作区：</p> <p>新たな情勢の変化に適応し、投資利便化を促進し、外資業務をより良く行うため、外商投資の法律法規等関連規定に基づき、クロスボーダー直接投資の関連事項について以下のように通知する。</p> <p>一、本通知で言うところの「クロスボーダー人民元直接投資」とは、外国投資者が合法的に獲得した域外人民元を以って法に基づき中国で直接投資活動を行うことを指す。</p> <p>二、本通知で言うところの域外人民元とは、</p> <p>（一）外国投資者がクロスボーダー人民元決済で取得した人民元、及び中国域内で法律に基づき取得し、且つ域外に送金した人民元利益および持株譲渡、減資、清算、前倒しの投資回収で取得した人民元。</p> <p>（二）外国投資者が域外で合法的ルートで取得した人民元であり、域外で発行された人民元債券または人民元建て株式の発行等の方法で取得した人民元を含み、且つこれらに限らない。</p>



<p>三、跨境人民币直接投资及所投资外商投资企业的再投资应当符合外商投资法律法规及有关规定的要求，遵守国家外商投资产业政策、外资并购安全审查、反垄断审查的有关规定。</p>	<p>三、クロスボーダー人民元直接投資及び投資先の外商投資企業による再投資は、外商投資法律法規および関連規定の要求に従い、国の外商投資産業政策、外資による合併・買収にかかわる安全審査、独占禁止審査の関連規定を遵守しなければならない。</p>
<p>四、跨境人民币直接投资在中国境内不得直接或间接用于投资有价证券和金融衍生品（除本通知第十一条规定外），以及用于委托贷款。</p>	<p>四、クロスボーダー人民元直接投資は、中国域内で直接的または間接的に、有価証券や金融デリバティブ商品（本通知第十一条に規定するものを除く）の投資、及び委託貸付に利用してはならない。</p>
<p>五、各级商务主管部门按照现行外商投资审批管理规定和权限审批跨境人民币直接投资。投资者或外商投资企业除按照外商投资法律法规及有关的规定提交相关文件外，还应向商务主管部门提交下列文件：</p>	<p>五、各級の商務主管部門は、現行の外商投資審査許可管理規定と権限に基づき、クロスボーダー人民元直接投資を審査・認可する。投資者または企業は、外商投資法律法規および関連規定が定めた関連書類の他、商務主管部門に下記書類も提出しなければならない。</p>
<p>（一）人民币资金来源证明或说明文件； （二）资金用途说明； （三）《跨境人民币直接投资情况表》。</p>	<p>（一）人民元資金源証明書または説明書 （二）資金用途説明書 （三）「クロスボーダー人民元直接投資状況表」</p>
<p>跨境人民币直接投资中将原出资币种由外币变更为人民币的，需同时报请商务主管部门批准，除上述材料外，还需提供董事会等企业最高权力机构的决议、修改后的合同/章程（或修改协议）。</p>	<p>クロスボーダー人民元直接投資は、もとの出資通貨種類を外貨から人民元へ変更する場合、同時に商務主管部門の認可を取得しなければならない。上述資料のほか、董事会等の最高権力機関の決議書および修正後の契約書／定款（もしくは修正協議書）を提出しなければならない。</p>
<p>六、地方商务主管部门应将《跨境人民币直接投资情况表》录入外商投资审批管理系统，对属于以下情形的跨境人民币直接投资，由省级商务主管部门在《跨境人民币直接投资情况表》上签章后，报商务部审核。</p>	<p>六、地方の商務主管部門は、「クロスボーダー人民元直接投資状況表」を外商投資審査・認可システムに入力しなければならず、以下の状況に当てはまるクロスボーダー人民元直接投資に対して、省級商務主管部門は「クロスボーダー</p>



<p>(一) 人民币出资金额达3 亿或3 亿元人民币以上；</p> <p>(二) 融资担保、融资租赁、小额贷款、拍卖等行业；</p> <p>(三) 外商投资性公司、外商投资创业投资或股权投资企业；</p> <p>(四) 水泥、钢铁、电解铝、造船等国家宏观调控行业。</p> <p>七、商务部收到省级商务主管部门报送的《跨境人民币直接投资情况表》后，在5 个工作日内完成审核或提出审核意见。通过审核的，地方商务主管部门可出具批复，颁发外商投资企业批准证书。</p> <p>八、各级商务主管部门在跨境人民币直接投资批复中应写明“境外人民币出资”字样、出资金额及本通知第四条要求，在外商投资企业批准证书备注栏中应加注“境外人民币出资”字样及人民币出资金额。</p> <p>九、各级商务主管部门应将跨境人民币直接投资批复文件及时抄送同级人民银行、海关、税务、工商、外汇等部门。</p> <p>十、跨境人民币直接投资房地产业应按照现行外商投资房地产审批、备案管理规定执行。通过备案的，将在商务部网站 (www.mofcom.gov.cn 外资司子站“结果公开”</p>	<p>人民币直接投资状况表」にサイン、捺印した後、商務部へ送付して審査を申請する。</p> <p>(一) 人民币出資金額が3 億元もしくはそれ以上である場合</p> <p>(二) 融資担保、ファイナンスリース、小口貸付、競売等の業種である場合</p> <p>(三) 外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資、または持分投資企業である場合</p> <p>(四) セメント、鉄鋼、電解アルミニウム、造船等の国のマクロコントロール関係業種</p> <p>七、商務部は、省級商務主管部門から「クロスボーダー人民币直接投資情况表」の報告を受領して5 営業日以内に、審査を完了、或いは審査意見を提出しなければならない。審査を通過した場合、地方商務主管部門は外商投資企業批准証書を発行する。</p> <p>八、各級の商務主管部門は、クロスボーダー人民币直接投資の批准書に「域外人民币出資」の文言、出資金額、及び本通知第4 条の要求を明記しなければならない。また、外商投資企業批准証書の備考欄にも、「域外人民币出資」の文言と人民币出資金額を追加注記しなければならない。</p> <p>九、各級の商務主管部門は、クロスボーダー人民币直接投資の批准書類の写しを同級の人民銀行、税関、税務、工商、外為等部門に送付しなければならない。</p> <p>十、クロスボーダー人民币の不動産業への直接投資は、現行の外商投資不動産の審査・認可、届出管理の規定に準じて執行する。届出手続完了の場合、商務部のウェブサイト</p>
--	--



<p>栏目)上予以公示,外商投资企业凭商务部网站公示信息(登录网站查看)、商务主管部门批复文件、外商投资企业批准证书按照有关管理规定办理相关手续。</p> <p>十一、外国投资者使用合法获得的境外人民币参与境内上市公司定向发行、协议转让股票的,应按照《外国投资者对上市公司战略投资管理办法》的要求向商务部办理相关审批手续。</p> <p>十二、外国投资者以从中国境内所投资的外商投资企业获取但未汇出境外的人民币利润以及转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币开展直接投资的,仍按照有关规定执行。</p> <p>十三、各级商务主管部门在外商投资联合年检时,对于跨境人民币直接投资的,应对照本通知第四条予以检查。</p> <p>十四、台湾、香港和澳门地区的投资者开展跨境人民币直接投资的,参照本通知办理。</p> <p>十五、关于跨境人民币直接投资的业务统计要求将另行通知。</p> <p>十六、本通知自下发之日起实施,此前商务部关于跨境人民币直接投资的规定与本通知不符的,以本通知为准。</p>	<p>(www.mofcom.gov.cn 外資司サブサイトの「結果公開」欄)で公表し、外商投資企業は商務部のウェブサイトの公表情報(ログインして閲覧)、商務主管部門の批准書類、外商投資企業批准証書を以って、関連規定に基づき関連手続を行う。</p> <p>十一、外国投資者が合法的に取得した域外人民元で域内上場会社の第三者割当増資、株式協議譲渡に参加する場合、「外国投資者の上場会社への戦略投資管理弁法」に基づき、商務部に関連審査・認可手続を行わなければならない。</p> <p>十二、外国投資者が、中国域内で投資した外商投資企業から取得したが域外に送金していない人民元利益、及び持株譲渡、減資、清算、先行回収した投資で取得した人民元で直接投資を行う場合、引き続き現行の関連法規に基づき執行する。</p> <p>十三、各級の商務主管部門は、外商投資連合年度検査を行う際、クロスボーダー人民元直接投資に対して、本通知の第4条に照らして検査を行わなければならない。</p> <p>十四、台湾、香港、マカオ地区の投資者がクロスボーダー人民元直接投資を行う場合、本通知を参照して取り扱う。</p> <p>十五、クロスボーダー人民元直接投資業務の統計に関する要求は別途通知する。</p> <p>十六、本通知は公布日より施行する。これより以前の商務部のクロスボーダー人民元直接投資に関する規定が本通知と不一致の場合、本通知に準ずる。</p>
--	---



<p>为推动跨境人民币直接投资规范健康发展，请各省级商务主管部门将本通知要求传达至本地区各级商务主管部门，并加强审批监管工作。在执行中如发现问题，请及时与商务部（外资司）联系，通报有关情况。</p> <p>附件：跨境人民币直接投资情况表</p> <p>中华人民共和国商务部 二〇一一年十月十二日</p>	<p>クロスボーダー人民元直接投資の規範的、健全な発展を推進するため、各省級の商務主管部門は、本通知の内容を当該地区の商務主管部門に伝達しなければならない。執行中に問題が発生した場合、商務部（外資司）に遅滞なく連絡し、関連情報を報告しなければならない。</p> <p>添付ファイル：クロスボーダー人民元直接投資状況表</p> <p>中華人民共和國商務部 二〇一一年十月十二日</p>
---	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部調査課
三菱東京UFJ銀行 国際業務部】

■ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
■ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。